

短期入所生活介護カトレア鈴蘭台 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人まなの会が設置運営する短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で短期入所生活介護の提供にあたる従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自律した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 短期入所生活介護カトレア鈴蘭台
- 二 所在地 神戸市北区鈴蘭台北町1丁目21番10

(従業者の区分及び定数)

第4条 事業に従事する従業者は、介護老人福祉施設カトレア鈴蘭台の従業者と兼務するものとし、職種及び定数は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
- 二 事務員 若干名
- 三 生活相談員 1名
- 四 機能訓練指導員 1名
- 五 介護職員 18名（常勤12名、非常勤6名）
- 六 看護職員 2名（常勤1名、非常勤1名）
- 七 医師 1名（非常勤）
- 八 管理栄養士 1名
- 九 調理員（外部委託により調理室を運営する。）
- 十 管理宿直員 若干名

2 第1項に定めるもののほか、必要がある場合はその他の従業者を置くことができる。

(職務)

第5条 従業者の職務分掌は次のとおりとする。

- 一 管理者
施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。管理者に事故あるときはあらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行する。
- 二 事務員

施設の庶務及び会計事務に従事する。

三 生活相談員

利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は身元引受人（家族等）の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

四 機能訓練指導員

日常生活に必要な機能を改善、又はその減退を防止するための訓練に従事する。

五 介護職員

利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

六 看護職員

利用者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

七 医師

施設の保健衛生の管理指導に従事する。

八 管理栄養士

利用者に提供する食事の管理、利用者の栄養指導に従事する。

九 調理員

利用者に提供する食事の調理業務に従事する。

十 管理宿直員

管理宿直員は施設の夜間防災と巡回監視を行う。

（定員）

第6条 定員は10名とする。

2 ユニット数及びユニットの利用定員は次の各号に掲げるとおりとする。

- | | |
|-------------|--------|
| 一 ユニット数 | 1 ユニット |
| 二 ユニットの利用定員 | 10名 |

（短期入所生活介護の内容）

第7条 短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導（相談援助等）
- 二 介護サービス
- 三 健康状態の確認
- 四 送迎
- 五 給食サービス
- 六 入浴サービス
- 七 その他利用者に対する便宜の提供

（利用料等）

第8条 短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働省が定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分。通常はサービス利用料金の1割）、滞在費（3,000円／日）並びに食費（1,520円／日）、および日常生活等に要する費用の合計とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

- 一 次条に規定する通常の送迎の実施地域を超えて行う送迎の費用（事業所より片道15 km以上30km未満は1,970円、有料道路を利用する場合はその実費）。
- 二 理美容代（1,800円／回）

三 その他短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書を受け取ることとする。

4 管理者は、前項に規定する食費及び居住費の額を変更するときは、あらかじめ、利用者又は身元引受人（家族等）に対し、変更後の額及びその根拠について説明を行い、同意を得なければならない。ただし、同意については文書によるものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第9条 通常の送迎の実施地域は、神戸市北区。その他、近隣区域で概ね走行距離が事業所より片道15km未満の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 利用者は、短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- 二 指定された場所以外で火気を用い、又は自炊してはならない。
- 三 故意又は無断で、施設もしくは備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出してはならない。
- 四 利用者は、喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。
- 五 第14条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。
- 六 事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

（緊急時における対応方法）

第11条 従業者は、短期入所生活介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに家族及び主治医に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第12条 事業所は、入居者への虐待の防止のため、次の措置を講ずる。

- ①虐待の防止に関する責任者を定め、防止に必要な体制の整備を行う。
- ②虐待の防止に関する研修を全職員に対して行う（年2時間以上）。
- ③虐待又は虐待が疑われる場合には速やかに関係各所へ連絡する。
- ④虐待又は虐待と疑われる内容を記録し、必要に応じて速やかに開示する。
- 2 責任者は施設長（管理者）が務め、全ての職員は研修の受講及び虐待を発見した際の責任者への報告の義務を負う。
- 3 責任者は入居者、職員から受けた報告内容の事実関係を確認し速やかに当該入居者の家族、行政機関、その他必要な機関へ報告する。
- 4 全職員は次に掲げる行為及びこれらに類する行為を虐待行為と捉え行わない。
 - ①身体的苦痛を与える行為
 - ②心理的、精神的苦痛を与える行為
 - ③経済的苦痛を与える行為
 - ④その他、責任者が虐待行為と捉える必要があると判断する行為

(身体拘束等の廃止に関する事項)

第13条 事業者は、緊急やむを得ない場合を除き入居者に対して身体拘束等を行わない。

2 緊急やむを得ない場合とは次のとおりとする。

①切迫性 身体拘束等を行わなければ入居者自身又は他の入居者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

②非代替性 入居者の生命または身体を保護するにおいて、身体拘束等を行う以外に代替できる行為がない場合

3 緊急やむを得なく身体拘束等を行う場合でも、必要な最短の期間を定め、各専門職員が検討し常に身体拘束等を解除することを模索する。

4 緊急やむを得ない状態が解消された場合には速やかに身体拘束等の状態を解除する。

(非常災害対策)

第14条 管理者は常に非常災害に関する具体的計画（別紙あり）を立てておくとともに、定期的に必要な訓練を行うものとする。

(秘密の保持)

第15条 従業者は、業務上知り得た利用者又は身元引受人（家族等）の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様であるものとする。

2 管理者が居宅介護支援事業者に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者又は身元引受人（家族等）の同意を得るものとする。

(苦情等への対応)

第16条 管理者は、施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けた時には速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について利用者に報告するものとする。

2 管理者は、利用者からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

3 管理者は、苦情を申し立てた利用者に対していかなる差別的な取扱いも行っていない。

(記録の保管)

第17条 施設サービス実施状況及び利用者の解決すべき課題の把握に資するため、施設サービスの提供状況及び利用者の施設での生活の経過に係る記録を整備し、記録についてはその完結の日から5年間保管する。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

一部改定し、令和3年4月1日から施行する